国民年金保険料収納事業の実施要項(案) <u>チェックに当っての論点(例)</u>

1.対象業務の内容

- ・納付督励業務について
- ・事業報告書の作成
- ・口座振替獲得業務の位置づけ

2.契約期間

- ・契約期間の妥当性(契約期間:平成19年10月~22年9月)
- ・民間事業者の準備期間の確保

3.サービスの質(要求水準)及び委託費の支払い等

サービスの質

- ・「督励納付月数」をサ・ビスの質の指標とすることについて
- ・最低限確保すべき質の設定について
- ・質の見直しの考え方について(質の設定との関係の整理)

委託費の支払

- ・要求水準に基づく支払いの妥当性(成功報酬、ペナルティ・による減額)
- ・口座振替獲得に対する報酬の取扱い

4 . 民間事業者に提供する情報等

・滞納者情報を原則週毎に民間事業者に提供することの妥当性 (モデル事業は月次)

<u>5.入札プロセス</u>

- ・落札者決定の方法について(加算式による評価)
- ・入札不調の場合の対応

6.民間事業者が講ずべき措置

・記録・帳簿の保存期限